

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月24日	
広島市長 殿	
提出者	
住所	広島県広島市中区大手町2-7-10
氏名	三井住友建設株式会社広島支店
	執行役員支店長 松尾 勉
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-546-2736
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井住友建設株式会社広島支店
事業場の所在地	広島県広島市中区大手町2-7-10
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(D06) 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 16,410百万円 (広島支店 令和5年度)
③従業員数	125人 (広島支店 令和6年3月31日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5 年度) 実績量
計画:今年度(令和6 年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	107.87	97.08								
廃油										
廃酸	0.32	0.29								
廃アルカリ										
廃プラスチック類	52.9	47.61								
紙くず	2.5	2.25								
木くず	36.79	33.11								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	5.24	4.72								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	15.24	13.72								
鋳さい										
がれき類	3876.3	3488.67								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
建設混合廃棄物	3.5	3.15								
石綿含有産業廃棄物	5.1	4.59								
合計	4105.76	3695.19	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	107.87	97.08	107.87	97.08	0	0	0	0	0	0
廃油										
廃酸	0.32	0.29	0.32	0.29	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ										
廃プラスチック類	52.9	47.61	13.17	11.85	0	0	0	0	0	0
紙くず	2.5	2.25	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	36.79	33.11	24.87	22.38	0	0	0	0	0	0
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	5.24	4.72	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	15.24	13.72	7.22	6.5	0	0	0	0	0	0
鋳さい										
がれき類	3876.3	3488.67	1508.3	1357.47	929.11	836.2	0	0	0	0
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
建設混合廃棄物	3.5	3.15	0	0	0	0	0	0	0	0
石綿含有産業廃棄物	5.1	4.59	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4105.76	3695.19	1661.75	1495.57	929.11	836.2	0	0	0	0

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別添2 管理体制図のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	建築の構造物設計、土木・建築構造物の施工の段階で産業廃棄物の発生・排出抑制に取り組む。 ＜具体的取組事項＞ ・廃棄物の発生量の少ない工法に変更する。 ・仮設材の転用率の向上。 ・向上でのプレカット加工材の増加。 ・梱包材の簡易化、再利用。
②計画 (今後実施する予定の取組)	建築の構造物設計、土木・建築構造建築物の施工計画及び施工の段階で産業廃棄物の発生・排出抑制に取り組む。 ＜具体的取組事項＞ ・廃棄物の発生量の少ない工法に変更する。 ・転用可能な仮設材の利用率向上を図る。 ・梱包材の簡易化、転用、再利用。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	・リサイクル法の4品目以外に金属くず、木くず、石膏ボード、廃プラスチック、紙くずの5品目で行う。 ・分別収集ヤードの確保と明示を行う。 ・全作業員に分別収集教育を常時行い、混合廃棄物削減に努める。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・リサイクル法の4品目以外に金属くず、木くず、石膏ボード、廃プラスチック、紙くずの5品目で行う。 ・分別収集ヤードの確保と明示を行う。 ・全作業員に分別収集教育を常時行い、混合廃棄物削減に努める。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

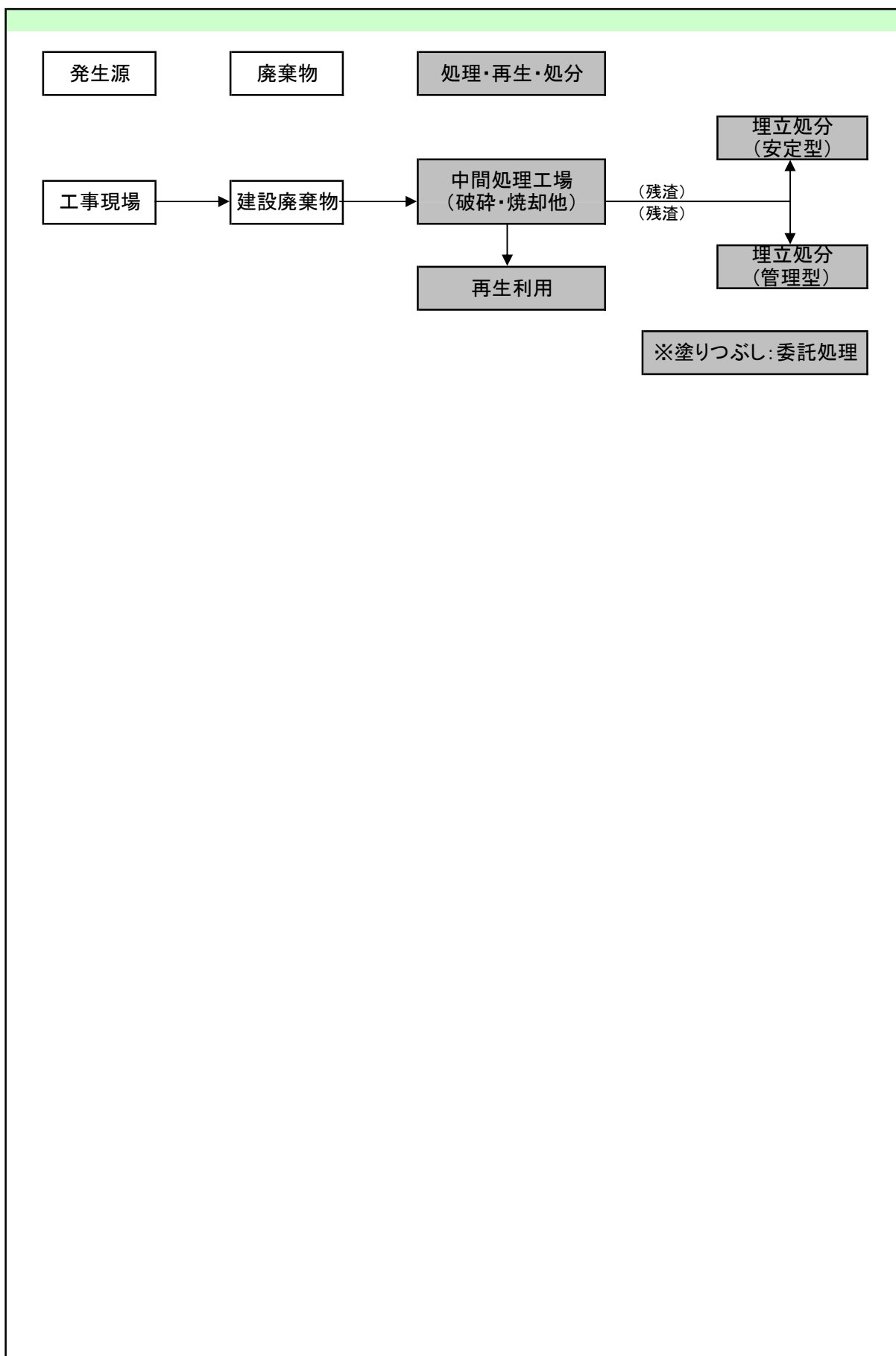
6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・自己直接再生利用は無く、全て産業廃棄物処理委託業者に直接委託した。 ・中間処理業者は、再生利用を行う業者と委託契約を結ぶ。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・産業廃棄物の適正処理確保のため、法規制を順守し、行政の環境施策に協力するとともに排出事業者責任の原則に基づき、最終処分まで適正な管理を行う。 ・このために社員、協力業者、作業員の教育を常時実施する。また、工事契約条件として、当社のISO14001活動の協力を要請する。 ・処理委託業者は支店で選定した指定業者一覧表の業者とし、指定業者は年1回以上の支店による施設等パトロールを実施する。 ・工事該当地域に指定業者がいない場合は、事前に作業所長は当該施設等パトロールを実施し、結果報告書をもって建設副産物管理責任者の承認を得たのち、委託契約書を締結する。 ・作業所は工事期間中も中間処理業者および最終処分地まで、適正に処理されているかを監視する。 ・電子マニフェストの運用を積極的に推進する。

別添 1 処理工程図



別添 2 管理体制図

